

## 答申第209号（諮問第223号）

「生活文化スポーツ部部長が、とっくに答申が出ている審査請求事案について、群馬県知事の裁決を出すのを妨害してよい・又は妨害しなくてはならない、という内容」外2件の公文書不存在決定に対する審査請求

群馬県公文書開示審査会  
第二部会

## 第1 審査会の結論

群馬県知事が行った決定は妥当であり、取り消す必要はない。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県知事（以下「実施機関」という。）に対し、別表の（あ）欄に記載の年月日付けで、別表の（い）欄に記載の開示請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、別表の（う）欄に記載の年月日に、本件各請求に係る公文書について存在しないことを確認し、別表の（え）欄に記載の決定（以下「本件各処分」という。）を行い、不存在の理由を次のとおり付して、請求人に通知した。

（不存在の理由）

請求内容に関する公文書を作成又は取得していないため。

### 3 審査請求

請求人は、実施機関に対して、本件各処分を不服として平成30年2月19日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、平成30年3月15日付けで弁明書を作成し、その副本を請求人に送付した。

### 5 口頭意見陳述の実施

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第31条第1項の規定に基づき、平成30年5月21日、口頭意見陳述を実施した。

### 6 諮問

実施機関は条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して平成30年7月13日、本件審査請求事案（以下「本件事案」という。）の諮問を行った。

## 第3 争点（本件各請求に係る公文書の公文書不存在決定について）

本件各請求に係る公文書を不存在とした実施機関の決定は妥当であるか。

## 第4 争点に対する当事者の主張

### 1 請求人の主張要旨

条例第14条(2)イ違反であり、また原処分は群馬県条例を持ち出すまでもなく職権濫用・怠業等の地方公務員法違反・刑法犯である威力又は偽計業務妨害・判例違反・憲法違反を隠蔽するものであるため。

## 2 弁明書における実施機関の主張要旨

### (1) 地方公務員法の規定について

地方公務員法第32条には「職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規定に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」として、法令遵守義務が定められている。群馬県生活文化スポーツ部長（以下「部長」という。）も地方公務員である以上、上記法令遵守義務が課せられている。

### (2) 行政不服審査法（以下「行服法」という。）の規定について

審査請求事案について答申を受けたときの規定に関しては、行服法第44条に、「審査庁は、行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたときは（前条第1項の規定による諮問を要しない場合（同項第2号又は第3号に該当する場合を除く。）にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項2号又は第3号に該当する場合にあつては同項第2号又は第3号に規定する議を経たとき）」は、遅滞なく、裁決をしなければならない。」と定められている。したがって、群馬県知事が審査庁として、審査請求事案について諮問機関から答申を受けた場合には、遅滞なく裁決を出さなくてはならない。

### (3) 別表項番1及び2に係る請求について

別表項番1及び2に係る請求内容は、既に答申を受けた審査請求事案について部長が裁決を出すのを妨害してよい旨の公文書であり、「遅滞なく、裁決をしなければならない」ことを定めた行服法の規定に反するものである。法令遵守義務がある部長について、行服法の規定に反することを認める公文書を作成することは通常想定し難い。

### (4) 別表項番3に係る請求について

別表項番3に係る請求内容は、部長が自らの部下に行服法第52条違反をするようそそのかしてよい旨の公文書であり、そうした法令違反をそそのかすことは法令遵守義務を定める地方公務員法に違反するものであり、当該公文書を作成又は取得することは通常想定し難い。

### (5) 結論

したがって、別表項番1ないし3に係る公文書を作成又は取得することはなく、当該請求に係る公文書は保有していないため、公文書不存在決定を行ったものである。

## 3 口頭意見陳述における請求人の主張要旨

前記第2の5の口頭意見陳述について、実施機関から提出された口頭意見陳述聴取結果記録書には、請求人の主張として、おおむね以下のことが記されている。

別の実施機関の裁決が生活文化スポーツ部長のところで止まっていた。今回の審

査請求に関わる開示請求を行ったところ、翌日付けで裁決書が出された。これは偶然とは考えられず、明らかに条例第9条第2項イに該当し、公文書が存在すると考える。

## 第5 審査会の判断

### 1 争点（本件各請求に係る公文書の公文書不存在決定について）

(1) 請求人は、「条例第14条(2)イ違反であり、また原処分は群馬県条例を持ち出すまでもなく職権濫用・怠業等の地方公務員法違反・刑法犯である威力又は偽計業務妨害・判例違反・憲法違反を隠蔽するものである」と主張している。一方、実施機関は、地方公務員法や行政不服審査法の規定に照らし、本件各請求を内容とする公文書を作成又は取得することはないと主張する。そこで、本件各請求に係る公文書が実施機関における事務処理において作成又は取得されたか否か検討するものとする。

なお、本審査会の判断に当たっては、本件各請求の記載内容に照らして、不特定多数の県民に対しての公文書が存在するか否かの観点から判断するものとする。

(2) 地方公務員法及び行服法の規定について

すべての地方公務員は、地方公務員法の適用を受け、同法第32条は、地方公務員に、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従う義務を負わせている。

また、行服法第44条は、審査庁は、行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたときは、遅滞なく、裁決をしなければならないと定めている。

(3) 別表項番1及び2の請求に係る公文書について

別表項番1及び2の請求に係る公文書は、既に答申を受けた審査請求事案について、部長が裁決を出すのを妨害してよい旨の公文書であり、「遅滞なく、裁決をしなければならない」ことを定めた行服法の規定に反するものである。法令遵守義務がある部長について、行服法の規定に反する公文書を作成することは通常想定し難い。したがって、別表項番1及び2の請求に係る公文書は存在しないとする実施機関の説明に特段の不自然な点は認められない。

(4) 別表項番3の請求に係る公文書について

別表項番3の請求に係る公文書は、部長が自らの部下に行服法第52条違反をするようそそのかしてよい旨の公文書であり、そうした法令違反を認める旨の公文書を作成又は取得することは通常想定し難いことであることから、別表項番3の請求に係る公文書は存在しないとする実施機関の説明に特段の不自然な点は認められない。

(5) したがって、本件各請求に係る公文書を不存在とする実施機関の説明に特段の不自然な点は認められず、判断は妥当であると認められる。

### 2 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、請求人は審査請求書において、本件処分は条例第14条第2号イに違反すると主張する。しかし、同規定は個人情報であっても一般に公にされている情報については、あえて非開示情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、ただし書により、本号の非開示情報から除くこととしたものである。そのため、本件各請求に係る公文書は不存在であるという実施機関の判断が妥当である以上、本件各請求に係る公文書が存在することを前提とした請求人の当該主張は是認することはできない。

また、請求人はその他種々主張するが、本答申の判断を左右するものではない。

## 第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

# 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成30年 7月13日	諮問
平成30年 7月20日 (第70回 第二部会)	審議 (本件事案の概要説明)
平成30年 9月 5日 (第71回 第二部会)	審議
平成30年12月19日	答申

## 別表

項番	(あ) 請求年月日	(い) 開示を請求する公文書の内容又は件名	(う) 決定年月日	(え) 決定
1	平成30年1月29日	生活文化スポーツ部部長が、とくに答申が出ている審査請求事案の群馬県知事の裁決を出すのを妨害してよい・又は妨害しなくてはならない、という内容	平成30年2月9日	不存在
2	平成30年1月29日	生活文化スポーツ部部長が、とくに群馬県の審査会や審議会の答申の出ている審査請求事案について、群馬県知事の裁決が出るのを妨害してよい・又は妨害しなくてはならない、という内容	平成30年2月9日	不存在
3	平成30年1月29日	生活文化スポーツ部部長が、自らの部下に対して、行政不服審査法52条違反をするようそのかしてよい・又はそのかさなければならぬ、という内容	平成30年2月9日	不存在